

福山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、パブリックマインドを持つ法人が、その強みを生かし、福山市(以下「本市」という。)の真のパートナーとしてまちづくりを行うため、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。)第118条第1項の規定による都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、所定の都市再生推進法人指定申請書(以下「申請書」という。)を、指定を受けようとする年度の7月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、期限までに申請書の提出ができない特段の事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

2 申請書には、次に掲げる書類又は図書(以下「書類等」という。)を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名前、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 組織図及び事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の決算書類(推進法人として行おうとする業務以外の業務を行う法人にあっては、推進法人に係る部門別決算書を添えるものとする。)
- (6) 前事業年度の事業報告書(次条第2項の説明に使用するまちづくりの活動実績を示す写真及び図表によって構成された発表用資料を添えるものとする。)
- (7) 所定の活動区域計画書
- (8) 当事業年度の収支予算書(推進法人として行おうとする業務以外の業務を行う法人にあっては、推進法人に係る部門別収支予算書を添えるものとする。)
- (9) 当事業年度の事業計画書(次条第2項の説明に使用する事業計画を示す写真及び図表によって構成された発表用資料を添えるものとする。)
- (10) 所定の事業収益還元計画書
- (11) 所定の不動産等帰属誓約書
- (12) 所定の暴力団員等が所属していないことに関する誓約書
- (13) 所定の福山市都市再生協議会入会申込書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務が適切に行われることを確認するために必要な書類又は図書

(推進法人の指定)

第3条 市長は、申請書の提出があった場合は、申請書及びその活動内容が次の基準に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、申請者を推進法人に指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
 - (2) 推進法人の業務を適正かつ確実に行うために、必要な組織体制や人員体制を備えており、必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
 - (3) 本市その他の公共団体又は関係する団体と連携してまちづくり活動を行った実績があること。
 - (4) 推進法人の業務から得た収益をまちづくりに適切に還元することが確実に認められること。
 - (5) 道路その他の公共施設に舗装その他の施設を設置する場合は、本市に帰属させる意思があること。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条第6号に規定する暴力団員が所属していないこと並びに広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定により、現に公表が行われている者が所属していないこと。
- 2 市長は、前項の規定による推進法人の指定に先立ち、直近の福山市都市再生協議会（以下「協議会」という。）において、書類等の内容を説明し、意見を聴くとともに、申請者が推進法人の指定を受けた後、協議会会員となることについて承認を得るものとする。
 - 3 市長は、推進法人の指定を行った場合は、都市再生推進法人指定通知書により、当該推進法人に通知するものとする。
 - 4 推進法人の指定期間は、指定する日が属する年度の翌々年度の9月30日までとする。
 - 5 市長は、推進法人の指定を行った場合は、書類等のうち次に掲げるものを推進法人指定台帳（以下「台帳」という。）に記載し、福山市建設局都市部都市計画課の窓口において一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 定款
 - (2) 役員の名前、住所及び略歴を記載した書類
 - (3) 組織図及び事務分担を記載した書類
 - (4) 前事業年度の事業報告書
 - (5) 所定の活動区域計画書
 - (6) 当事業年度の事業計画書
 - (7) 所定の事業収益還元計画書
 - 6 市長は、推進法人の指定を行わない場合は、申請者に指定しない理由を付した都市再生推進法人に指定しない旨の通知書により、通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 推進法人は、法第118条第3項の規定による届出をする場合には、変更を行う30日前までに所定の都市再生推進法人名称等変更届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受理した場合は、法第118条第4項の規定により、告示するとともに、台帳の変更を行うものとする。

（申請内容の変更）

第5条 推進法人は、書類等の内容に変更(前条第1項に規定する変更を除く。)が生じた場合は、変更を行った日から30日以内に所定の都市再生推進法人指定変更申請書(以下「変更申請書」という。)に変更に係る書類等を添付して市長に提出しなければならない。

2 第3条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定は、市長が前項の変更申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「申請書」とあるのは「変更申請書」と、同条第3項中「都市再生推進法人指定通知書」とあるのは「都市再生推進法人変更指定通知書」と読み替えるものとする。

3 市長は、直近の協議会において変更申請書の内容を報告し、意見を聴くものとする。ただし、当該変更が前条に規定する変更その他の軽微な変更であると認める場合については、この限りでない。

(指定の解除)

第6条 推進法人が、推進法人の指定の解除を受けようとする場合は、市長に所定の都市再生推進法人解除申請書を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、推進法人の指定を解除し、その旨を告示するとともに、台帳から当該推進法人に関する書類等を削除するものとする。

3 市長は、推進法人の指定を解除した場合は、都市再生推進法人解除通知書により、申請者に通知するものとする。

(活動状況の報告)

第7条 推進法人は、法第121条第1項の規定により、指定を受けた日及び指定期間が終了する日が属する年度の翌年度の7月31日までに、所定の活動状況報告書に第2条第2項第5号から第10号までに掲げる書類等を添付して市長に報告しなければならない。

2 前条第2項の規定による解除を受けた推進法人は、当該法人がなお推進法人であるとみなして、解除を受けた日後の7月31日までに前項に規定する書類等を添付して市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の報告書の内容を直近の協議会において報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2020年(令和2年)11月2日から施行する。

(経過措置)

2 2020年度(令和2年度)の申請書の提出期間については、第2条第1項の規定にかかわらず、2020年(令和2年)11月25日までとする。

(第2条第1項関係)

年 月 日

福山市長 様

住 所
(事務所の所在地)

名 称
代表者の名前

印

都市再生推進法人指定申請書

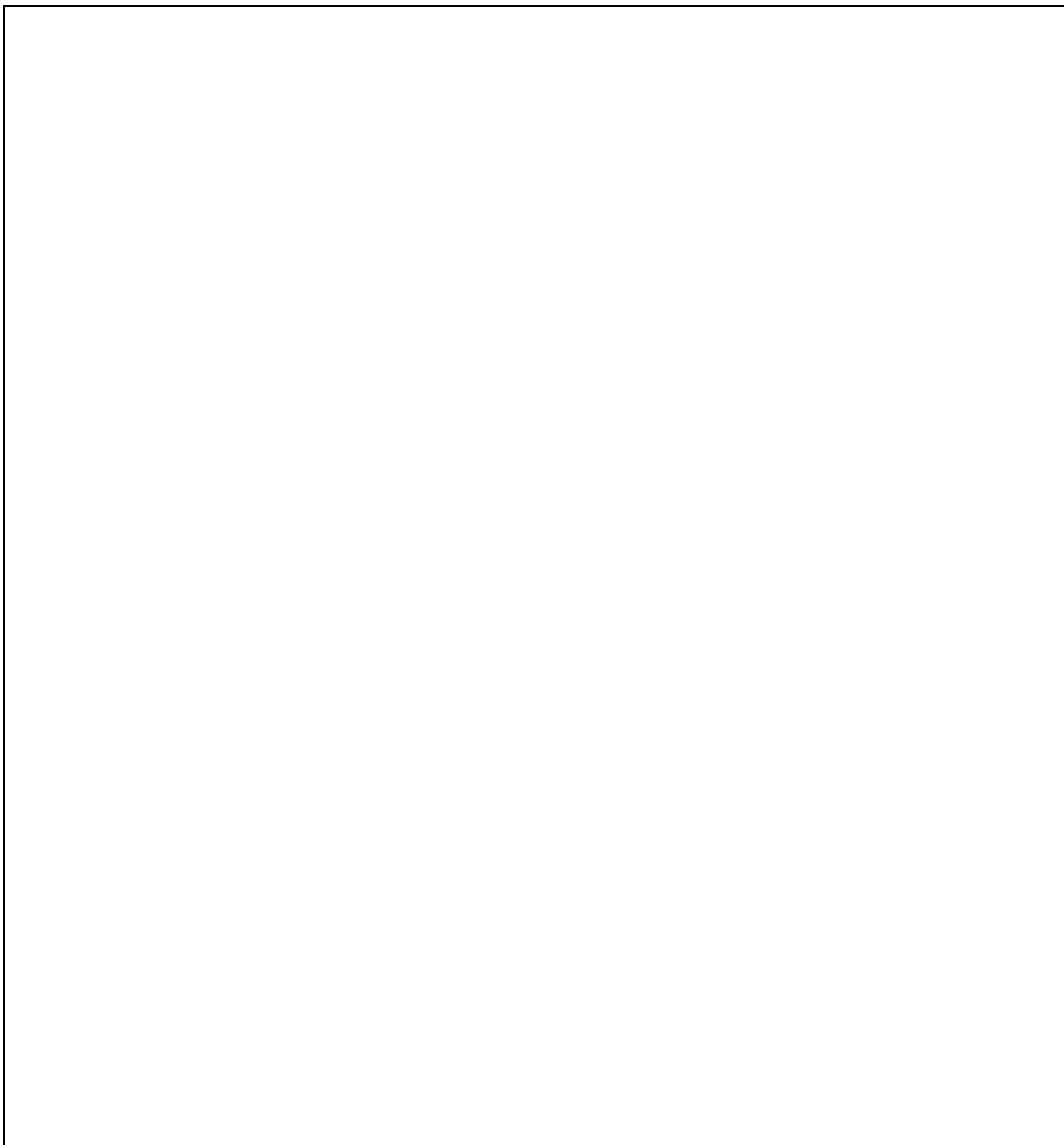
都市再生特別措置法第118条第1項の規定により、都市再生推進法人の指定を受けたいので、福山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条第1項の規定により、申請します。

(第2条第2項関係)

活動区域計画書

法人名

活動区域



※ 活動区域を示した地図を添付してください。

(第2条第2項関係)

事業収益還元計画書

(法人名)

(単位：千円)

	前期実績		計画(1期目)		計画(2期目)	
	2020年3月期	対売上比	2021年3月期	対売上比	2022年3月期	対売上比
売上高						
売上原価		%		%		%
原材料仕入		%		%		%
人件費		%		%		%
外注費		%		%		%
減価償却費		%		%		%
		%		%		%
その他		%		%		%
売上総利益		%		%		%
販売費・一般管理費		%		%		%
人件費		%		%		%
外注費		%		%		%
減価償却費		%		%		%
事業収益還元費		%		%		%
		%		%		%
その他		%		%		%
営業利益		%		%		%
営業外収益		%		%		%
営業外費用		%		%		%
支払利息		%		%		%
その他		%		%		%
経常利益		%		%		%
特別利益		%		%		%
特別損失		%		%		%
税引前当期純利益		%		%		%
法人税・住民税・事業税		%		%		%
当期純利益		%		%		%

借入金残高			
人員数(人)			

<売上高の計画・内訳等>

1期目	
2期目	

<計画達成に向けた具体的施策>

1期目	
2期目	

<利益・費用項目の特記事項等>

1期目	
2期目	

<地域貢献に関する記載>

--

(第2条第2項関係)

不動産等帰属誓約書

年 月 日

福山市長 様

住 所
(事務所の所在地)

名 称

代表者の名前

印

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人指定後に行う事業によって、道路その他の公共施設に舗装その他の施設を設置する場合は、事業内容及び設置物の帰属に関して事前に福山市との協議を行い、福山市に帰属することとされた設置物については事業完了後速やかに福山市へ帰属することを誓約します。

(第2条第2項関係)

暴力団員等が所属していないことに関する誓約書

年 月 日

福山市長 様

住 所
(事務所の所在地)

名 称

代表者の名前

印

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条第6号に規定する暴力団員が所属していないこと並びに広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定により、現に公表が行われている者が所属していないことを誓約します。

また、広島県警察本部に対して役員名簿等の照会が行われる場合があることに同意します。

(第2条第2項関係)

福山市都市再生協議会入会申込書

年 月 日

福山市都市再生協議会 会長 様

住 所
(事務所の所在地)

名 称

代表者の名前

印

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けた際には、福山市都市再生協議会への入会を申し込みます。

(第3条第3項関係)

福山市指令 第 号
年 月 日

様

福山市長 印

都市再生推進法人指定通知書

福山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条第1項の規定により、
年 月 日付けで申請のあった次の法人を、都市再生特別措置法第118条第1項の規
定により、都市再生推進法人に指定したので通知します。

- 1 名称及び代表者の名前
- 2 住所（事務所の所在地）
- 3 指定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 指定の条件等

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内に、福山市に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（福山市に審査請求をした場合は、当該審査請
求に対する福山市の裁決があったことを知った日）から6か月以内に、福山市を被告とし
て、処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において福山市を代表する者は、
福山市長となります。）。

(第3条第6項関係)

福山市指令 第 号
年 月 日

様

福山市長 印

都市再生推進法人に指定しない旨の通知書

福山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条第1項の規定により、
年 月 日付けで申請のあった次の法人を、都市再生推進法人に指定しないことにした
ので通知します。

- 1 名称及び代表者の名前
- 2 住所（事務所の所在地）
- 3 指定しない理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内に、福山市に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（福山市に審査請求をした場合は、当該審査請
求に対する福山市の裁決があったことを知った日）から6か月以内に、福山市を被告とし
て、処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において福山市を代表する者は、
福山市長となります。）。

(第4条第1項関係)

年 月 日

福山市長 様

推進法人の住所
(事務所の所在地)
推進法人の名称
代表者の名前

印

都市再生推進法人名称等変更届出書

都市再生特別措置法第118条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 指定年月日及び指定番号
- 2 変更予定年月日
- 3 変更前の名称，住所又は事務所の所在地
- 4 変更後の名称，住所又は事務所の所在地

(第5条第1項関係)

年 月 日

福山市長 様

推進法人の住所

(事務所の所在地)

推進法人の名称

代表者の名前

印

都市再生推進法人指定変更申請書

福山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条第2項の規定により提出した添付書類を変更したので、同要綱第5条第1項の規定により、変更に係る書類又は図書を添付して申請します。

- 1 指定年月日及び指定番号
- 2 変更年月日
- 3 変更の概要

(第6条第1項関係)

年 月 日

福山市長 様

推進法人の住所

(事務所の所在地)

推進法人の名称

代表者の名前

印

都市再生推進法人解除申請書

都市再生特別措置法第118条第1項の規定により、指定を受けた都市再生推進法人の解除を受けたいので、福山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により、申請します。

(第6条第3項関係)

福山市指令 第 号
年 月 日

様

福山市長 印

都市再生推進法人解除通知書

福山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により、
年 月 日付けで申請のあった次の都市再生推進法人の指定を解除したので、同条第3
項の規定により、通知します。

- 1 名称及び代表者の名前
- 2 住所（事務所の所在地）

(第7条第1項関係)

年 月 日

福山市長 様

推進法人の住所
(事務所の所在地)
推進法人の名称
代表者の名前

印

活動状況報告書

福山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により、同要綱第2条第2項第5号から第10号までに掲げる書類又は図書を添えて活動状況を報告します。